

作業解説

- ・(3)で把握した「③鶴川」「④猫石山」「⑤犬ヶ崎」における眺望特性の情報を用いて、地形図や現況写真等を用いて、ケース①における風力発電施設の主眺望方向や眺望対象等への介在の有無、見えの大きさ等の確認を行った。
- ・なお、「③鶴川」については、主眺望方向が「④猫石山」とほぼ同じであることから、より眺望利用の多い「④猫石山」で代表させることとした。
- ・確認の結果、以下の点から支障が生じる可能性は否定できないと判断した。

- 当該展望地からの主眺望方向に介在すること。
- 風車は当該展望地からの黒兔山方面のスカイラインを切断しないものの、眺望の主題となる黒兔山の山腹に出現し、重要な眺望構成要素に介在すること。
- 風車の垂直見込み角が過大でない（最大 0.9° ）こと。

⇒確認結果について関係主体との合意形成が図った上で、概略事業計画を確定。

⇒「④猫石山」及び「⑤犬ヶ崎」の2地点を保全対象展望地とした上で、「**第3段階：詳細事業計画の立案**」へ進む。

※「③鶴川」については、主眺望方向が「④猫石山」とほぼ同じであることから、より眺望利用の多い「④猫石山」で代表させることとした。

作業結果

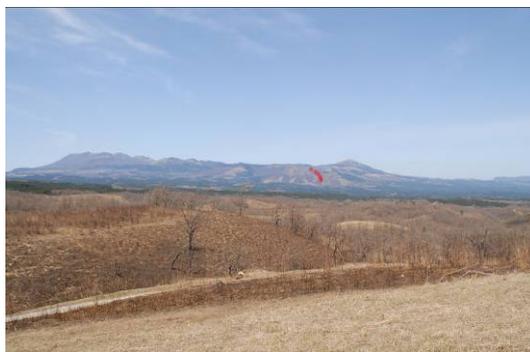
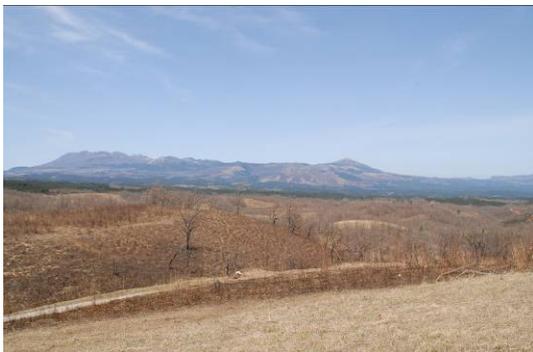
- ・「④猫石山」及び「⑤犬ヶ崎」における眺望に対する支障程度の確認については、ケース①とほぼ同様の結果であるため、省略。

参考

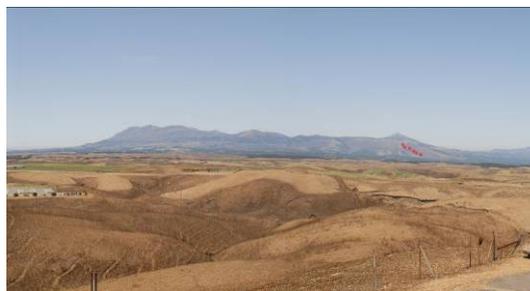
・参考として、ケース①及び②の条件で設置した場合のフォトモンタージュを以下に示す。

■ケース①

<展望地 ④猫石山>

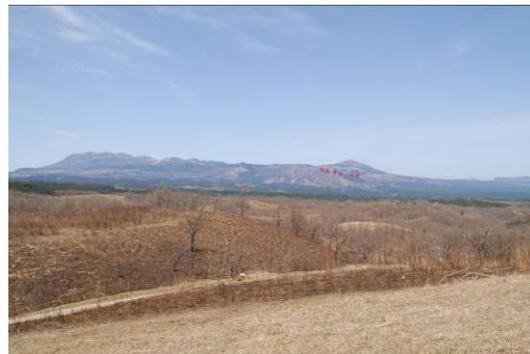
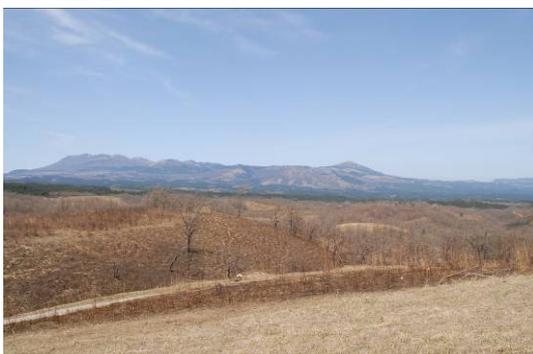


<展望地 ⑤犬ヶ崎>



■ケース②

<展望地 ④猫石山>



<展望地 ⑤犬ヶ崎>



第3段階 詳細事業計画の立案

《ケース①》

解説

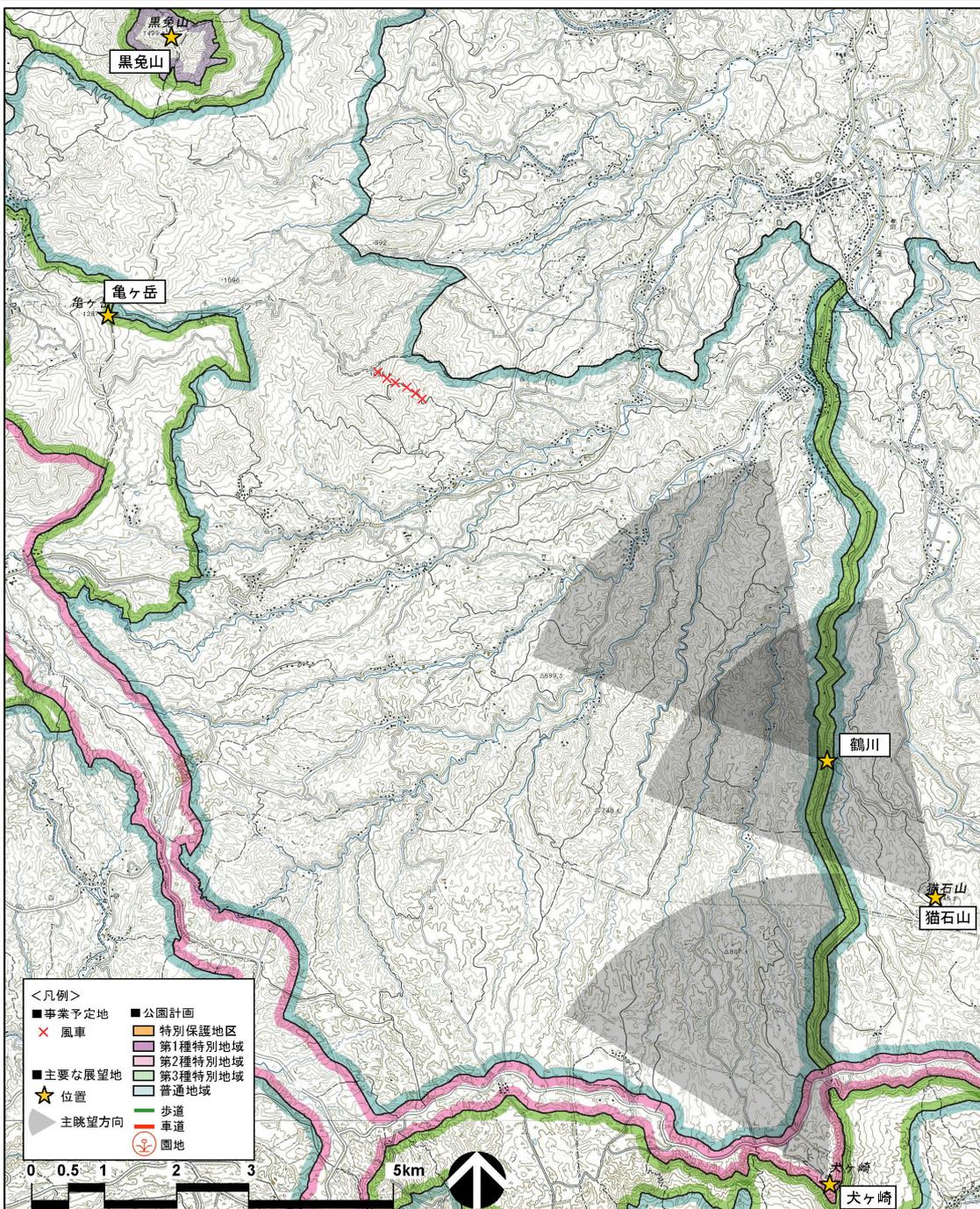
- ・ケース①においては、「保全対象展望地」である④猫石山及び⑤犬ヶ崎について、それぞれの眺望への支障を小さくするための眺望保全のための措置を次のように設定し、詳細事業計画（案）を立案した。

■眺望保全措置

- （共通）★配置等の工夫により出現する風車の見えの程度を十分軽減すること
- ★黒免山及び黒免山から連続するスカイラインからできるだけ離すこと

■概略事業計画

発電出力	2,000kw	ハブ高	80m	ロータ径	80m	ロータ天端高	120m	基数	6基
------	---------	-----	-----	------	-----	--------	------	----	----



作業解説

- ・立案した詳細事業計画について、フォトモンタージュの作成により眺望変化予測を行った。
- ・その結果、立案した措置を講じた場合には、眺望への支障は十分に回避低減されていると判断した。

- 黒免山への眺望視野に風車が介在するが、見込み角は過大でない
- 背景となる山稜とのスケール比は0.2程度
- 黒免山及び黒免山から連続するスカイラインから離れている

作業結果

- ・「④猫石山」及び「⑤犬ヶ崎」における眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認について、次のように取りまとめた。